

業務特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本業務仕様書は、山江村が発注する次の業務に適用する。

- (1) 業務委託番号：山産農委第5号
- (2) 委託業務名：山江村農道橋梁点検及び保全対策計画策定業務
- (3) 委託業務期間：契約日の翌日から令和8年3月13日まで

第2条 規則等

本業務にあたって、設計図書又は本仕様書に記載のない事項は、次に掲げる最新の諸規則に準用する。

- (1) 山江村財務規則
- (2) 農業農村整備事業調査・測量・設計業務共通仕様書（熊本県農林水産部）
- (3) 設計業務等共通仕様書
（平成30年4月熊本県土木部）
- (4) 熊本県橋梁点検マニュアル（案）
（令和3年3月熊本県土木部道路都市局道路整備課）
- (5) 熊本県橋梁（農道）点検マニュアル（案）
（平成24年8月熊本県農林水産部農村計画課・農地整備課）
- (6) 農道保全対策の手引き
（令和3年4月農林水産省農村振興局整備部地域整備課）
- (7) その他業務上必要な諸規則

第3条 業務の概要

広域農道山江線の橋梁（大谷橋）及び農道山田線の橋梁（暁橋）については、通常の維持管理を山江村が実施しており、これまでは職員による日常点検等で異常があった場合に限り対応していたことから、本業務により定期点検（部分近接目視）を実施し点検結果に応じて、農道橋梁保全対策計画を策定することで、従来の対処療法型から予防保全維持管理への転換を図り、施設の長寿命化及びライフサイクルコスト（LCC）の低減を図る。

第4条 業務計画書

受注者は契約締結後、以下を参考にして速やかに業務計画書を監督職員に提出し、その承認を受けなければならない。なお、業務計画書に変更が生じた場合も同様とする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務の工程計画表
- (4) 業務の組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容等
- (8) 使用する主な図書及び基準等
- (9) 連絡体制（緊急時含む）
- (10) 使用する主な機器等
- (11) その他必要な事項

第5条 配置技術者及び資格要件

本業務に従事する技術者は次のいずれかの資格を有する者又は、これと同等の能力と経験を有する技術者とする。

(1) 管理技術者

- ・技術士「総合技術管理部門・建設、又は、道路」を有する者
- ・技術士「建設部門・鋼構造及びコンクリート、又は、道路」を有する者
- ・RCCM「鋼構造及びコンクリート、又は、道路」を有する者

(2) 照査技術者

- ・技術士「総合技術管理部門・建設、又は、道路」を有する者
- ・技術士「建設部門・鋼構造及びコンクリート、又は、道路」を有する者
- ・RCCM「鋼構造及びコンクリート、又は、道路」を有する者

(3) 担当技術者

業務に該当する部門「鋼構造及びコンクリート、又は、道路」の従事期間が10年以上の者

第6条 橋梁点検における診断員の資格要件

「熊本県橋梁点検マニュアル（案）令和3年3月熊本県土木部道路都市局道路整備課」以下「点検要領」という。の8. 点検体制で規定する橋梁診断員の要件は次の(1)又は(2)又は(3)を満たす者とする。

(1) (一財)熊本県建設技術センターで開催する「橋梁点検」又は「橋梁点検（資格更新）」の修了者であって、点検資格の有効期間が期間内の者。

(2) (一財)橋梁調査会の「道路橋点検士」登録者で、かつ、次表の学歴と実務経験を有する技術者であって、橋梁の設計（補修を含む。）に従事した経験を有する者。

学歴※	大学卒	短大・高専卒	高校卒
実務経験	5年以上	8年以上	11年以上

※土木工学、農業土木工学、鉱山土木学、砂防学、治山学、都市工学、衛生工学、交通工学又は緑地・造園学に関する学科の履修者。

(3) 前各号の他ほか、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録指定」に基づき技術者資格登録された資格（国土交通省登録者資格）のうち、橋梁（鋼橋）の点検又は診断業務及び橋梁（コンクリート橋）の点検又は診断業務を対象とした資格を有する者。

2 必要な要件の確認

受注者は、橋梁診断員及び橋梁点検員について求められる要件「道路橋点検士（橋梁点検技術研修会の修了証書）の写し等」が確認できる書類を、着手前に監督職員へ提出すること。

第7条 業務実績データの登録

契約時又は変更時において契約金額（税込み）100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた上、受託時は契約後15日以内（土曜日、日曜日、祝日等を含まない。以下同じ）に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、また、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関から「登録完了のお知らせ」として、「登録内容確認書」が発行され、受注者がそれを入手した際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第8条 打合せ

打合せは、発注者、受注者双方において作業を円滑に遂行するために必要な事項について、その進捗状況を随時報告するほか、必要な段階毎に監督職員と十分な打合せを行い、手戻りや遺漏の防止に努めなければならない。なお、業務着手前打合せについては、業務計画書提出時に行うものとする。また、作業中に指示、承認又は協議した事項については、その内容を打合せ簿に記録し、成果品に添付するものとする。（重要な事項について、電話、メールなどを含む。）

2 打合せは管理技術者が出席することとし、着手前、中間1回、最終の計3回行うことを基本とする。時期及び回数は次表のとおりとする。（中間については、別途協議し、決定する）

区分	時期等	回数
着手前	業務計画書の確認、作業内容の確認	1
中間	現地踏査結果及び点検計画立案時、保全対策基本方針検討確認	1
	橋梁点検・診断の結果、保全計画の確認	
最終	成果品の照査及び提出	1

第9条 業務の内容

本業務の内容は、次に示すとおりである。この内容に変更が生じた場合、監督職員との協議のうえ変更の対象とする。

(1) 計画準備

1) 計画準備

保全対策計画の目的、策定に必要な検討項目の抽出、事業行程の基本方針の検討を行う。

関係資料の収集及び業務計画書の作成を行う。また、橋梁点検調査作成システムの更新データの登録及び点検用ワークシートの出力、損傷図作図のための下図作成に要する準備を行う。

(2) 橋梁の定期点検

1) 橋梁点検

「熊本県橋梁点検マニュアル（案）R3.3熊本県土木部」により、部分近接目視（部材に触れる程度の範囲）にて実施する。

点検内容は、点検準備、点検作業、移動作業、点検結果の記録、後片付けとする。

本業務では、既往図面を貸与するため、一般図及び損傷図作成はこれを基に作成すること。

2) 橋梁診断及び診断書作成

点検結果を受けて診断書を作成する業務であり、点検結果の照査・確認、部材の健全性や主要な損傷に対する所見及び損傷に対する処方箋の記録、発注者への報告を行う。

診断書の様式は、受発注者協議の上決定する。

(3) 橋梁点検報告書作成

橋梁点検調査作成システムを利用して報告書を作成する業務であり、点検結果のデータ入力、橋梁一般図の編集、損傷図の作成、各種帳票の印刷・まとめを行う。

- (4) 橋梁の基礎データ分析、修繕計画の立案
保全対策計画の基本的な考え方は、農道保全対策の手引き (R.3.4) に記載がある参考様式-5を作成するために実施するものである。
本業務では、事後保全と予防保全の2ケースについて、LCC計算、要求性能レベルを満たす平準化予算の設定を発注者と協議の上設定する。
- 1) 保全対策シナリオの検討
保全対策シナリオとは、保全対策工法、保全対策実施時期、保全対策実施規模の組み合わせにより設定される長期的な保全のシミュレーションである。また、選定された保全対策工法による保全対策が、保全すべき機能の管理水準が維持されるような時期に実施されるように複数のシナリオを設定する。
本業務では、従来の事後保全と予防保全の2ケースを想定している。
 - 2) 保全対策工法の検討
点検結果により推定された損傷原因や程度に応じて、管理水準を維持するために必要な保全対策工法を複数案設定する。なお、保全対策工法案は、保全対策を実施した場合の工事費、保全対策後の耐久年数や維持管理の軽減などについて発注者と協議の上設定する。
 - 3) 劣化予測と保全対策時期の設定
劣化予測（性能低下予測）は、本業務で実施する点検結果を踏まえ劣化要因等を推定し、一般的な劣化曲線により予測する。なお、劣化予測については、対象橋梁の環境条件を踏まえ検討する。
 - 4) 管理コストの算出（ライフサイクルコスト（LCC）の算出）
事後保全と予防保全の2ケースについて、3) 劣化予測結果より得られた結果を基にLCCのトライアル計算を行う。その際に、本橋が必要とする要求性能レベル、耐用年数などについては受発注者間協議の上決定する。なお、LCC計算については、コスト縮減だけではなく求められる要求性能レベルが低下しないように適切な維持管理ができるように質の向上を念頭に置き検討すること。
 - 5) 保全対策シナリオの設定
維持管理で捻出できる予算について3ケーストライアル計算を行い、受発注者間協議の上捻出可能な予算額及び保全対策シナリオを決定する。その際に、対象橋梁の急激な劣化の進行や予算のばらつきが生じないように予算の平準化が図れるように検討する。
- (5) 農道橋梁保全対策計画策定
上記(1)から(3)の検討結果を踏まえ、農道保全対策の手引き(案)に基づき個別施設計画(参考様式-5)の作成を行う。
- (6) 保全計画報告書作成
(4)、(5)の各種資料の印刷・まとめを行う。

第10条 契約変更

本業務に関し、発注者の指示した内容等に変更があった場合は、両者協議のうえ、契約変更を行うものとする。

第11条 成果品

受注者は、完成検査に合格したときは遅滞なく成果品引渡通知書を作成し、成果品を監督職員に提出しなければならない。

2 成果品は、次表のとおりとする。

区分	規格	仕様等	部数
報告書	A4縦	コピー紙（パイプファイル）	1
電子納品	CD	「電子媒体納品書」を添付	2

3 成果品は、次の内容を含むものとする。

（報告書） ・業務内容の要約（業務の目的、成果内容等必要事項を1～2枚に整理したものを添付）

- ・原稿、橋梁点検結果調書、個別施設計画書等
- ・その他監督員が指示するもの

第12条 成果の公表・貸出等の禁止

本業務で得た成果について、発注者の承諾なしで第三者に公表、貸出等を行ってはならない。

第13条 成果品の訂正

受注者は、成果品に誤りがあった場合は、直ちに無償により責任を持ってその誤りを訂正しなければならない。

第14条 社内照査検査

受注者は、成果品管理の内容充実及び検査業務の適正化を図るため、社内検査体制の充実に努めなければならない。

2 受注者は、成果品の引渡時に、「社内照査報告書」を監督職員に提出しなければならない。

なお、検査書の様式については特に定めないが、技術的に対応できる者が行い、各工種について確認した内容及びその結果を記した報告書を添えて提出しなければならない。

第15条 完成検査

完成検査は、原則として管理技術者及び照査技術者が受検するものとするが、必要に応じて社内検査した者が説明しても構わない。

第16条 業務履行報告書

業務履行報告書は設計業務、測量業務等において、業務の進捗を把握し、適正な契約事務を行うことなどを目的に報告を求める。

2 現場技術業務等の業務の進捗に受注者側の意向が反映されないもの、及び小規模で工程の短い業務（工期2月未満、設計額500万円未満）については、原則として報告を求めない。

第17条 貸与資料

貸与資料は既存の調査、測量、設計及び事業計画の資料とする。

2 貸与資料は、原則として複写転載を禁ずるとともに、その扱いには十分留意しなければならない。

3 使用する図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

4 貸与資料は、完了検査時に一括返納しなければならない。

第18条 疑義

本業務において疑義及び問題点等が生じた場合は、適宜、監督職員に報告して協議を行い、業務を遂行すること。なお、報告及び協議は書面により行うこと。

（協議を怠り業務に手戻りが生じた場合、すべて受注者の責任において処理しなければならない。）

第2章 その他

第1条 土地の立入

受注者は隣接地及び民地への土地の立入が必要となった場合は、所有者等を確認の上、必ず地権者の了解を得てから土地の立入をすること。

第2条 立竹木の伐採

本業務において立竹木の枝打、伐採等は基本的に行わないものとするが、やむを得ず立竹木の枝打、伐採等を行う場合は、必ず地権者の了解を得てから実施しなければならない。なお、伐採が必要となった場合は設計変更の対象とする。

第3条 安全対策

業務においては「労働安全衛生規則」を厳守し、事故発生の防止に努めなければならない。

2 現地調査中は、交通、通信、水利等必要に応じ、受注者は十分な設備をなし、公衆に迷惑を及ぼさないよう特に関係規則を遵守して、人畜、家屋、作物、その他構造物に対しての危険防止には、十分注意を払うこと。

第4条 地域住民等への対応

地域住民等への対応は親切に行い、混乱を招かぬようよう努めること。

第5条 個人情報の取り扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

3 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

また、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると、職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。